



# 鳥取県公報

平成 21 年 3 月 24 日 (火)  
号外第 26 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 規 則	鳥取県立歯科衛生専門学校学則の一部を改正する規則 (12) (医療政策課) . . . . . 4
	歯科衛生士法施行細則の一部を改正する規則 (13) (〃) . . . . . 10
	柔道整復師法施行細則の一部を改正する規則 (14) (〃) . . . . . 13
	鳥取県立消費生活センター管理規則の一部を改正する規則
	(15) (消費生活センター) . . . . . 16
	鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館管理規則の一部を改正する規則
	(16) (生産振興課) . . . . . 18

## ==== 公布された規則のあらまし ====

## 鳥取県立歯科衛生専門学校学則の一部改正について

## 1 規則の改正理由

鳥取県立歯科衛生専門学校（以下「学校」という。）の運営を改善するため、学校に置く職員組織等を定める等所要の改正を行う。

## 2 規則の概要

- (1) 学校に置く職員組織について定める。
- (2) 学校の運営に関する重要な事項を審議するため、運営委員会を設ける。
- (3) 教育内容等を定める規定に学年別の単位数を加える。
- (4) その他所要の規定の整備を行う。
- (5) 施行期日は、平成21年4月1日とする。

## 歯科衛生士法施行細則の一部改正について

## 1 規則の改正理由

歯科衛生士法等の一部が改正され、歯科衛生士に係る免許等の権限が大臣権限とされたことに伴い、不要となった様式を廃止する等所要の改正を行う。

## 2 規則の概要

- (1) 題名を鳥取県歯科衛生士法施行細則に改める。
- (2) 大臣権限とされた申請等に係る様式を削る等所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、公布日とする。

## 柔道整復師法施行細則の一部改正について

## 1 規則の改正理由

柔道整復師法等の一部が改正され、柔道整復師に係る免許等の権限が大臣権限とされたことに伴い、不要となった様式を廃止する等所要の改正を行う。

## 2 規則の概要

- (1) 題名を鳥取県柔道整復師法施行細則に改める。
- (2) 大臣権限とされた申請等に係る様式を削る等所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、公布日とする。

## 鳥取県立消費生活センター管理規則の一部改正について

## 1 規則の改正理由

消費生活相談窓口の充実・強化を図るため、消費生活センターを日曜日及び土曜日においても開所することとする。

## 2 規則の概要

- (1) 消費生活センターを日曜日及び土曜日においても開所することとする（現行 休所日）。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、平成21年4月1日とする。

## 鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館管理規則の一部改正について

## 1 規則の改正理由

(1) 鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館の設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）の一部が改正され、平成21年4月1日から、鳥取二十世紀梨記念館に指定管理者制度が導入される。

(2) これまで鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館管理規則（以下「規則」という。）で規定されていた鳥取二十

世紀梨記念館の開館時間、休館日等については、条例の一部改正により、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定めることとなった。

- (3) 鳥取二十世紀梨記念館を利用する際の禁止行為について、条例で規定されている行為に加えて規則で規定する。

## 2 規則の概要

- (1) 鳥取二十世紀梨記念館においては、指定管理者の承認を得た場合を除き、次の行為をしてはならない。
- ア 寄附の勧誘の行為又は署名活動を行うこと。
  - イ 物品の販売を行うこと。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、平成21年4月1日とする。

# 規 則

鳥取県立歯科衛生専門学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県規則第12号

鳥取県立歯科衛生専門学校学則の一部を改正する規則

鳥取県立歯科衛生専門学校学則（昭和57年鳥取県規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
目次 第1章 総則（第1条・ <u>第1条の2</u> ） 第2章～第6章 略 <u>第6章の2 職員組織等（第18条の2・第18条の3）</u> 第7章～第10章 略 附則  <u>（位置）</u> <u>第1条の2 学校を設置する位置は、鳥取県鳥取市吉方温泉三丁目751番地5とする。</u>  第2章 略  （休業日） 第5条 学校の休業日は、次のとおりとする。 （1）及び（2） 略 （3） 夏季、冬季及び春季において、 <u>校長（鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務の委任を受けた学校の長をいう。以下同じ。）</u> が定める日 （4） 前3号に定めるもののほか、 <u>校長</u> が定める日	目次 第1章 総則（第1条） 第2章～第6章 略  第7章～第10章 略 附則  第2章 略  （休業日） 第5条 学校の休業日は、次のとおりとする。 （1）及び（2） 略 （3） 夏季、冬季及び春季において、 <u>知事</u> が定める日  （4） 前3号に定めるもののほか、 <u>知事</u> が定める日

2 前項第3号の校長が定める日は、学年を通じ12週間を超えない範囲内で定めるものとする。

3 校長は、教育上必要があると認めるときは、第1項第1号から第3号までに掲げる休業日を変更することができる。

(授業科目等)

第6条 略

2 学年ごとの教育内容、授業科目及び単位数は、校長が別に定める。

(授業科目の単位の修得の認定)

第7条 略

2 略

3 第1項の出席時間数は、出席すべき時間数の3分の2以上を満たさなければならない。

(卒業)

第9条 略

(称号)

第9条の2 学校を卒業した者は、専門士(歯科衛生士専門課程)と称することができる。

## 第6章 入学、休学、退学等

(入学志願手続)

第11条 学校への入学を志願する者(以下「入学志願者」という。)は、所定の期日までに、入学願書(様式第2号)を次に掲げる書類を添えて校長に提出しなければならない。

(1)~(3) 略

(入学選抜試験)

第11条の2 略

2 略

3 前項に定めるもののほか、入学選抜試験に関し必要な事項は、校長が別に定める。

(入学の許可)

第12条 略

2 入学の許可を受けようとする者は、入学許可願(様式第2号の2)を校長に提出しなければならない

2 前項第3号の知事が定める日は、学年を通じ12週間を超えない範囲内で定めるものとする。

3 知事は、教育上必要があると認めるときは、前項第1号から第3号までに掲げる休業日を変更することができる。

(授業科目等)

第6条 略

2 学年ごとの教育内容、授業科目及び単位数は、別に定める。

(授業科目の単位の修得の認定)

第7条 略

2 略

3 第1項の出席時間数は、出席すべき時間数の3分の2以上を満たさなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(卒業)

第9条 略

## 第6章 入学、休学、退学等

(入学志願手続)

第11条 学校への入学を志願する者(以下「入学志願者」という。)は、所定の期日までに、入学願書(様式第2号)を次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1)~(3) 略

(入学選抜試験)

第11条の2 略

2 略

3 前項に定めるもののほか、入学選抜試験に関し必要な事項は、別に定める。

(入学の許可)

第12条 略

2 入学の許可を受けようとする者は、入学許可願(様式第2号の2)を知事に提出しなければならない

<p>い。</p> <p>3 <u>校長</u>は、前項の入学許可願の提出があった場合において、支障がないと認めるときは、当該入学許可願を提出した者の入学を許可するものとする。</p> <p>4 <u>校長</u>は、前項の規定により、入学許可願を提出した者の入学を許可したときは、入学許可書（様式第2号の3）をその者に交付するものとする。</p> <p>（入学手続）</p> <p>第13条 入学を許可された者は、所定の期日までに、次に掲げる書類を<u>校長</u>に提出しなければならない。</p> <p>（1）及び（2） 略</p> <p>2 略</p> <p>（誓約書の提出）</p> <p>第14条 生徒は、保証人に変更があったときは、直ちに、その変更後の保証人が連署した誓約書（様式第4号）を<u>校長</u>に提出しなければならない。</p> <p>（住所の変更等の届出）</p> <p>第15条 生徒は、その住所若しくは氏名又は保証人の住所若しくは氏名に変更があったときは、直ちに、その旨を<u>校長</u>に届け出なければならない。</p> <p>（休学及び退学）</p> <p>第16条 生徒は、病気その他の理由により休学又は退学をしようとするときは、休学願（様式第5号）又は退学願（様式第6号）を<u>校長</u>に提出し、その許可を受けなければならない。</p> <p>2 <u>校長</u>は、前項の休学願の提出があったときは、休学の許可に必要な限度において、生徒に対し、医師の診断書その他必要と認める書類の提出又は報告を求めることができる。</p> <p>（復学）</p> <p>第17条 休学中の生徒は、その理由がなくなったため復学しようとするときは、復学願（様式第7号）を<u>校長</u>に提出し、その許可を受けなければならない。</p> <p>2 <u>校長</u>は、前項の復学願の提出があったときは、復学の許可に必要な限度において、生徒に対し、医師の診断書その他必要と認める書類の提出又は報告を求めることができる。</p> <p>（除籍）</p> <p>第18条 <u>校長</u>は、生徒が身体に障害を生ずる等によ</p>	<p>い。</p> <p>3 <u>知事</u>は、前項の入学許可願の提出があった場合において、支障がないと認めるときは、当該入学許可願を提出した者の入学を許可するものとする。</p> <p>4 <u>知事</u>は、前項の規定により、入学許可願を提出した者の入学を許可したときは、入学許可書（様式第2号の3）をその者に交付するものとする。</p> <p>（入学手続）</p> <p>第13条 入学を許可された者は、所定の期日までに、次に掲げる書類を<u>知事</u>に提出しなければならない。</p> <p>（1）及び（2） 略</p> <p>2 略</p> <p>（誓約書の提出）</p> <p>第14条 生徒は、保証人に変更があったときは、直ちに、その変更後の保証人が連署した誓約書（様式第4号）を<u>知事</u>に提出しなければならない。</p> <p>（住所の変更等の届出）</p> <p>第15条 生徒は、その住所若しくは氏名又は保証人の住所若しくは氏名に変更があったときは、直ちに、その旨を<u>知事</u>に届け出なければならない。</p> <p>（休学及び退学）</p> <p>第16条 生徒は、病気その他の理由により休学又は退学をしようとするときは、休学願（様式第5号）又は退学願（様式第6号）を<u>知事</u>に提出し、その許可を受けなければならない。</p> <p>2 <u>知事</u>は、前項の休学願の提出があったときは、休学の許可に必要な限度において、生徒に対し、医師の診断書その他必要と認める書類の提出又は報告を求めることができる。</p> <p>（復学）</p> <p>第17条 休学中の生徒は、その理由がなくなったため復学しようとするときは、復学願（様式第7号）を<u>知事</u>に提出し、その許可を受けなければならない。</p> <p>2 <u>知事</u>は、前項の復学願の提出があったときは、復学の許可に必要な限度において、生徒に対し、医師の診断書その他必要と認める書類の提出又は報告を求めることができる。</p> <p>（除籍）</p> <p>第18条 <u>知事</u>は、生徒が身体に障害を生ずる等によ</p>
--	--

り、成業の見込みがないと認められるときは、除籍をすることができる。

## 第6章の2 職員組織等

### (職員組織)

第18条の2 学校に、校長その他の職員を置く。

2 前項の職員は、鳥取県立歯科衛生専門学校の設置及び管理に関する条例（昭和39年鳥取県条例第15号。以下「条例」という。）第8条の規定により学校の管理の委託を受けた社団法人鳥取県歯科医師会（昭和22年11月10日に社団法人鳥取県歯科医師会という名称で設立された法人をいう。）の職員をもって充てることができる。

### (運営委員会)

第18条の3 学校の運営に関する重要な事項を審議するため、運営委員会を設ける。

2 前項の運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、校長が別に定める。

## 第7章 授業料等

### (入学選抜手数料の納付)

第19条の2 学校の入学選抜試験を受けようとする者は、条例の定めるところにより、入学選抜手数料を納付しなければならない。

### (授業料等の減免)

第20条 略

2 授業料、入学選抜手数料及び入学料の減免を受けようとする者は、授業料等減免申請書（様式第8号）にその理由を証明する書類を添えて校長に提出しなければならない。

### (表彰)

第21条 校長は、学業成績が優秀で品行が方正であり、かつ、他の生徒の模範となると認められる生徒があるときは、これを表彰することができる。

### (懲戒)

第22条 校長は、教育上必要があると認めるときは、その事情により、生徒に対して訓告、停学又は退学

り、成業の見込みがないと認められるときは、除籍をすることができる。

## 第7章 授業料等

### (入学選抜手数料の納付)

第19条の2 学校の入学選抜試験を受けようとする者は、鳥取県立歯科衛生専門学校の設置及び管理に関する条例（昭和39年3月鳥取県条例第15号。以下「条例」という。）の定めるところにより、入学選抜手数料を納付しなければならない。

### (授業料等の減免)

第20条 略

2 授業料、入学選抜手数料及び入学料の減免を受けようとする者は、授業料等減免申請書（様式第8号）にその理由を証明する書類を添えて知事に提出しなければならない。

### (表彰)

第21条 知事は、学業成績が優秀で品行が方正であり、かつ、他の生徒の模範となると認められる生徒があるときは、これを表彰することができる。

### (懲戒)

第22条 知事は、教育上必要があると認めるときは、その事情により、生徒に対して訓告、停学又は退学

の処分を行うことができる。ただし、退学は、次の各号のいずれかに該当する生徒に限り行うことができる。

(1)～(4) 略

第23条 校長は、生徒に対し、年1回以上健康診断を行わなければならない。

(委任)

第25条 この規則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

別表(第6条関係)

教育内容	授業科目	総単位数	学年別単位数		
			第1学年	第2学年	第3学年
科学的思考の基盤・人間と生活	自然科学	4	4		
	人文科学・社会学	4	2	2	
	外国語	4	1	1	2
人体(歯・口腔を除く。)の構造と機能	人体構造学	3	3		
	人体機能学	1	1		
歯・口腔の構造と機能	口腔構造学	4	4		
	口腔機能学	1	1		
	生化学	1	1		
疾病の成り立ち及び回復過程の促進	病理学	2	2		
	薬理学	2	2		
	病原微生物学	2	2		
歯・口腔の健康と予防に関わる人間と社会の仕組み	口腔衛生学	6	4	2	
	衛生学・公衆衛生学	2	2		
	衛生行政・社会福祉	2		2	
歯科衛生士概論	歯科衛生士概論	3	3		
臨床歯科医学	歯・歯髄疾患論	2		2	
	歯周疾患論	2		2	
	咀嚼障害・咬合異常論	4		4	
	顎口腔疾患論	2		2	
	小児歯科疾患論	2		2	

の処分を行うことができる。ただし、退学は、次の各号の一に該当する生徒に限り行うことができる。

(1)～(4) 略

第23条 知事は、生徒に対し、年1回以上健康診断を行わなければならない。

(委任)

第25条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

別表(第6条関係)

教育内容	授業科目	単位数
科学的思考の基盤・人間と生活	自然科学	4
	人文科学・社会学	4
	外国語	4
人体(歯・口腔を除く。)の構造と機能	人体構造学	3
	人体機能学	1
歯・口腔の構造と機能	口腔構造学	4
	口腔機能学	1
	生化学	1
疾病の成り立ちと回復と構造	病理学	2
	薬理学	2
	病原生物学	2
歯・口腔の健康と予防に関わる人間と社会の仕組み	口腔衛生学	6
	衛生学・公衆衛生学	2
	衛生行政・社会福祉	2
歯科衛生士概論	歯科衛生士概論	3
臨床歯科医学	歯・歯髄疾患論	2
	歯周疾患論	2
	咀嚼障害・咬合異常論	4
	顎口腔疾患論	2
	小児歯科疾患論	2

	有病者歯科、 障害者・高齢 者歯科疾患論	2		2	
	歯科口腔放射 線論	2		2	
歯科予防処置 論	歯科予防処置 論	9	6	2	1
歯科保健指導 論	保健指導学	6	4	1	1
	栄養指導	3	3		
歯科診療補助 論	歯科診療補助 論	15	5	10	
臨地実習	臨地・臨床実 習	21		6	15
総合科学	行動科学	1			1
	隣接医学	2		1	1
	手話	1	1		
	体育	1	1		
	コンピュータ 学	3	3		
合 計		119	55	43	21

	有病者歯科、 障害者・高齢 者歯科疾患論				2
	歯科口腔放射 線論				2
歯科予防処置 論	歯科予防処置 論				9
歯科保健指導 論	保健指導学				6
	栄養指導				3
歯科診療補助 論	歯科診療補助 論				15
臨地実習	臨地・臨床実 習				21
総合科学	行動科学				1
	隣接医学				2
	手話				1
	体育				1
	コンピュータ 学				3
合 計					119

様式第1号(第9条関係)

年 月 日	職 氏 名 印	課程と称することを認める	鳥取県立歯科衛生専門学校 課程 歯科衛生士 専攻科	第	号
				卒業証書	氏 名
			年 月 日	氏 名	

様式第1号(第9条関係)

年 月 日	職 氏 名 印	課程と称することを認める	鳥取県立歯科衛生専門学校 課程 歯科衛生士 専攻科	第	号
				卒業証書	氏 名
			年 月 日	氏 名	

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

歯科衛生士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県規則第13号**

歯科衛生士法施行細則の一部を改正する規則

第1条 歯科衛生士法施行細則（昭和58年鳥取県規則第62号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下この条において「移動条項」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下この条において「移動後条項」という。）が存在する場合には、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動条項に対応する移動後条項が存在しない場合には、当該移動条項（以下この条において「削除条項」という。）を削り、移動後条項に対応する移動条項が存在しない場合には、当該移動後条項（以下この条において「追加条項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び削除条項を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条項を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p><u>鳥取県歯科衛生士法施行細則</u></p>	<p><u>歯科衛生士法施行細則</u></p>
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 <u>歯科衛生士法（昭和23年法律第204号。以下「法」という。）の施行に関しては、歯科衛生士法施行令（平成3年政令第226号。以下「政令」という。）</u>、<u>歯科衛生士法施行規則（平成元年厚生省令第46号。以下「省令」という。）及び歯科衛生士学校養成所指定規則（昭和25年<sup>文部省</sup>厚生省令第1号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。</u></p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 <u>この規則は、歯科衛生士法（昭和23年法律第204号。以下「法」という。）</u>、<u>歯科衛生士法施行令（昭和28年政令第384号。以下「政令」という。）及び歯科衛生士法施行規則（昭和24年厚生省令第35号。以下「省令」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>（免許証の様式）</p> <p>第2条 <u>法第6条第2項に規定する歯科衛生士免許証（以下「免許証」という。）は、様式第1号のとおりとする。</u></p> <p>（歯科衛生士籍訂正申請書の様式）</p> <p>第3条 <u>政令第3条第2項に規定する申請書は、様式第2号によるものとする。</u></p> <p>（歯科衛生士籍登録抹消申請書の様式等）</p>

<p>(業務従事者届出手続)</p> <p><u>第2条 法第6条第3項の規定による届出は、就業地を所管する総合事務所長に省令第9条第3項に定める届出書を提出してしなければならない。</u></p> <p>(申請書等の経由)</p> <p><u>第3条 政令又は歯科衛生士学校養成所指定規則の規定により知事に提出する申請書、届書その他の書類は、学校養成所の所在地を所管する総合事務所長を経由して提出しなければならない。</u></p>	<p><u>第4条 政令第4条第1項に規定する申請書は、様式第3号によるものとする。</u></p> <p><u>2 歯科衛生士が死亡し、又は失そうの宣告を受けたときは、前項の申請書にその旨を証する書類を添えなければならない。</u></p> <p>(免許証書換え交付申請書の様式)</p> <p><u>第5条 政令第5条第2項に規定する申請書は、様式第2号によるものとする。</u></p> <p>(免許証の再交付申請手続)</p> <p><u>第6条 政令第6条第1項の規定による申請は、様式第4号による申請書を提出してしなければならない。</u></p> <p>(免許証の返納手続)</p> <p><u>第7条 政令第6条第3項又は第7条第2項の規定による返納は、様式第5号による返納書を提出してしなければならない。</u></p> <p>(合格証書の様式)</p> <p><u>第8条 省令第10条に規定する合格証書は、様式第6号のとおりとする。</u></p> <p>(合格証明書の交付出願手続)</p> <p><u>第9条 省令第11条の規定による出願は、様式第7号による出願書を提出してしなければならない。</u></p> <p>(申請書等の経由及び提出部数)</p> <p><u>第10条 法、政令、省令又はこの規則の規定により知事に提出する申請書その他の書類(省令第8条に規定する受験願書を除く。)は、県内で業務に従事する歯科衛生士にあっては就業地、その他の者であつて県内に住所を有するものにあつては住所地を管轄する保健所長を経由して提出しなければならない。</u></p> <p><u>2 法、政令、省令又はこの規則の規定により知事に提出する申請書その他の書類の提出部数は、前項の規定により保健所長を経由する場合にあつては正副2部、その他の場合にあつては1部とする。</u></p>
---	---

第2条 歯科衛生士法施行細則の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第7号までを削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

柔道整復師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県規則第14号

柔道整復師法施行細則の一部を改正する規則

第1条 柔道整復師法施行細則（昭和58年鳥取県規則第65号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には、当該移動条（以下この条において「削除条」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び削除条を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<u>鳥取県柔道整復師法施行細則</u>	<u>柔道整復師法施行細則</u>
(趣旨) 第1条 <u>柔道整復師法（昭和45年法律第19号。以下「法」という。）の施行に関しては、柔道整復師法施行令（平成4年政令第302号）及び柔道整復師法施行規則（平成2年厚生省令第20号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。</u>	(趣旨) 第1条 <u>この規則は、柔道整復師法（昭和45年法律第19号。以下「法」という。）</u> 、 <u>柔道整復師法施行令（昭和45年政令第217号。以下「政令」という。）</u> <u>及び柔道整復師法施行規則（昭和45年厚生省令第41号。以下「省令」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。</u>
	( <u>名簿訂正申請書の様式</u> ) 第2条 <u>政令第1条の3第2項に規定する申請書は、様式第1号によるものとする。</u>
	( <u>名簿登録消除申請書の様式</u> ) 第3条 <u>政令第2条第2項に規定する申請書は、様式第2号によるものとする。</u>
	2 <u>前項の申請書には、柔道整復師が死亡し、又は失そうの宣告を受けたことを証する書類を添えなければならない。</u>
	( <u>免許取消申請書の様式</u> ) 第4条 <u>省令第5条に規定する申請書は、様式第3号によるものとする。</u>

( 施術所の届出 )

第 2 条 法第19条第 1 項前段の規定による届出は、施術所の所在地を所管する総合事務所長（以下「所管総合事務所長」という。）に様式第 1 号による届出書を提出してしなければならない。

2 法第19条第 1 項後段の規定による届出は、所管総合事務所長に様式第 2 号による届出書を提出してしなければならない。

3 法第19条第 2 項の規定による届出は、所管総合事務所長に様式第 3 号による届出書を提出してしなければならない。

( 免許証書換え交付申請書の様式 )

第 5 条 政令第 3 条第 2 項に規定する申請書は、様式第 1 号によるものとする。

( 免許証の再交付申請手続 )

第 6 条 政令第 4 条第 1 項の規定による申請は、様式第 4 号による申請書を提出してしなければならない。

( 免許証の返納手続 )

第 7 条 政令第 4 条第 3 項又は第 5 条の規定による返納は、様式第 5 号による返納書を提出してしなければならない。

( 合格証書の様式 )

第 8 条 省令第10条に規定する合格証書は、様式第 6 号のとおりとする。

( 施術所の届出の手続 )

第 9 条 法第19条第 1 項前段の規定による届出は、様式第 7 号による届出書を提出してなければならない。

2 法第19条第 1 項後段の規定による届出は、様式第 8 号による届出書を提出してなければならない。

3 法第19条第 2 項の規定による届出は、様式第 9 号による届出書を提出してなければならない。

( 施術簿 )

第10条 柔道整備師は、施術所に様式第10号による施術簿を備え、施術の都度所要の事項を記載し、5 年間これを保存しなければならない。

( 申請書等の経由及び提出部数 )

第11条 法、政令、省令又はこの規則の規定により知事に提出する申請書その他の書類（省令第 8 条に規定する受験願書を除く。）は、次の各号の左欄に掲げる者にあつては、それぞれ当該右欄に掲げる地を管轄する保健所長を経由して提出しなければならない。

1 施術所の開設者（第 9 条に規定する届出書を提出する場合	施術所の所在地
--------------------------------	---------

	合に限る。)	
	2 県内で業務を行う柔道整復師（前号に掲げる者を除く。）	就業地
	3 県内に住所を有する者（第1号及び前号に掲げる者を除く。）	住所地
<u>2 法、政令、省令又はこの規則の規定により知事に提出する申請書その他の書類の提出部数は、前項の規定により保健所長を経由する場合にあっては正副2部とし、その他の場合にあっては1部とする。</u>		

第2条 柔道整復師法施行細則の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第6号までを削る。

様式第7号中「第9条関係」を「第2条関係」に改め、「 - 」を削り、同様式に注として次のように加え、同様式を様式第1号とする。

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第8号中「第9条関係」を「第2条関係」に改め、「 - 」を削り、同様式に注として次のように加え、同様式を様式第2号とする。

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第9号中「第9条関係」を「第2条関係」に改め、「 - 」を削り、同様式に注として次のように加え、同様式を様式第3号とする。

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第10号を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県立消費生活センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県規則第15号

#### 鳥取県立消費生活センター管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立消費生活センター管理規則（昭和46年鳥取県規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には、当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には、当該移動条等（以下「削除条等」という。）を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には、当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除条等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p><u>（趣旨）</u></p> <p>第1条 この規則は、鳥取県立消費生活センターの設置及び管理に関する条例（昭和46年鳥取県条例第3号）第4条の規定に基づき、鳥取県立消費生活センター（以下「消費生活センター」という。）の管理に<u>関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p><u>（休所日等）</u></p> <p>第3条 消費生活センターの休所日は、<u>次に掲げるとおりとする。</u></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>2 <u>所長（鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務の委任を受けた消費生活センターの所長をいう。以下同じ。）は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に休所し、又は休所日に開所することができる。</u></p> <p><u>（指示）</u></p> <p>第4条 <u>所長は、消費生活センターの適正な管理を図るため必要があると認めるときは、施設の利用者に対し、必要な指示をすることができる。</u></p>	<p><u>（目的）</u></p> <p>第1条 この規則は、鳥取県立消費生活センターの設置及び管理に関する条例（昭和46年<u>3月</u>鳥取県条例第3号）第4条の規定に基づき、鳥取県立消費生活センター（以下「消費生活センター」という。）の管理に<u>関する事項を定めることを目的とする。</u></p> <p><u>（休所日）</u></p> <p>第3条 消費生活センターの休所日は、<u>次の各号に掲げるとおりとする。</u></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>日曜日及び土曜日</u></p> <p>(3) 略</p> <p>2 <u>知事は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に休所し、又は休所日に開所することができる。</u></p> <p><u>（指示）</u></p> <p>第4条 <u>知事は、消費生活センターの適正な管理を図るため必要があると認めるときは、施設の利用者に対し、必要な指示をすることができる。</u></p>

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、消費生活センターの管理に関し必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

この規則は、平成21年 4月 1日から施行する。

鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県規則第16号

鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館管理規則（平成13年鳥取県規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には、当該移動条（以下「削除条」という。）を削り、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び削除条を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p><u>（趣旨）</u></p> <p>第1条 この規則は、鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館の設置及び管理に関する条例（平成12年鳥取県条例第24号。以下「条例」という。）の規定に基づき、鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館（以下「二十世紀梨記念館」という。）の管理に関し必要な事項を<u>定めるものとする。</u></p>	<p><u>（目的）</u></p> <p>第1条 この規則は、鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館の設置及び管理に関する条例（平成12年鳥取県条例第24号。以下「条例」という。）の規定に基づき、鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館（以下「二十世紀梨記念館」という。）の管理に関し必要な事項を<u>定めることを目的とする。</u></p> <p><u>（開館時間）</u></p> <p>第2条 <u>二十世紀梨記念館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。</u></p> <p><u>2 知事は、前項ただし書の規定により開館時間を変更するときは、あらかじめその旨を二十世紀梨記念館の施設内に掲示する等して周知しなければならない。</u></p> <p><u>（休館日）</u></p> <p>第3条 <u>二十世紀梨記念館の休館日は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>（1） 毎月の第1月曜日、第3月曜日及び第5月曜日（その日が休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日）をいう。以下同じ。）に当たるときは、その直後の休日でない。</u></p>

(施設設備の損傷等の届出)

第2条 二十世紀梨記念館の施設設備又は展示物を滅失し、損傷し、又は汚損した者は、直ちにその旨を指定管理者(条例第2条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に届け出て、その指示を受けなければならない。

(行為の制限等)

第3条 条例第6条第1項第4号に規定する行為は、次のとおりとする。ただし、二十世紀梨記念館の管理上支障のないものとして指定管理者が認める場合は、この限りでない。

- (1) 寄附の勧誘の行為又は署名活動を行うこと。
- (2) 物品の販売を行うこと。

い日)

(2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に休館し、又は休館日に開館することができる。

3 前条第2項の規定は、前項の規定により臨時に休館し、又は休館日に開館する場合に準用する。

(利用の申込み)

第4条 条例第2条第1項の規定による許可(以下「利用許可」という。)を受けようとする者は、知事が別に定めるところにより利用の申込みをしなければならない。

(入館券の交付)

第5条 知事は、利用許可をしたときは、知事が別に定める場合を除き、入館券を交付するものとする。

(施設設備の損傷等の届出)

第6条 二十世紀梨記念館の施設設備又は展示物を滅失し、損傷し、又は汚損した者は、直ちにその旨を知事に届け出て、その指示を受けなければならない。

(使用料の減免)

第7条 条例第7条の規定により使用料を減額し、又は免除をすることができる場合は、次のとおりとする。この場合において、免除又は減額の別及び減額後の使用料は、知事が別に定めるものとする。

- (1) 身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者その他知事が別に定める基準に該当する心身に障害を有する者及びその介護者が利用するとき。
- (2) 介護保険法(平成9年法律第123号)の規定

<p><u>(委任)</u></p> <p><u>第4条</u> この規則に定めるもののほか、二十世紀梨記念館の管理に関し必要な事項は、<u>鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号）第8条に規定する協定で定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。</u></p>	<p><u>による要介護認定又は要支援認定を受けた者及びその介護者が利用するとき。</u></p> <p><u>(3) その他知事が特に必要があると認めるとき。</u></p> <p><u>2  次の各号に掲げる事由により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、当該各号に定める書面を知事に提示しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 前項第1号に掲げる事由 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳その他心身に障害を有することを証する書面</u></p> <p><u>(2) 前項第2号に掲げる事由 介護保険被保険者証</u></p> <p><u>(権限の委任)</u></p> <p><u>第8条</u> この規則に規定する知事の権限に属する事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条の規定に基づき、別に定めるところにより、知事の権限に属する事務を処理するための組織を構成する機関の長に委任する。</p> <p><u>(雑則)</u></p> <p><u>第9条</u> この規則に定めるもののほか、二十世紀梨記念館の管理に関し必要な事項は、<u>知事が別に定める。</u></p>
---	--

附 則

この規則は、平成21年 4月 1日から施行する。